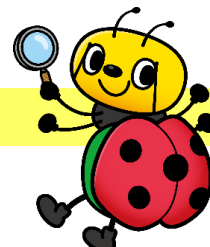


● 門司植物防疫所からのお知らせ ●

植物防疫法施行規則(以下「施行規則」)の一部改正手続きが進められており、一部輸入植物の取扱いが変わります。



I 輸入禁止となる地域・植物の見直し【施行規則別表2関係】

地域・植物の見直しが行われたもの（6種）

項	対象病虫害名	対象地域	対象植物
2	ミカンコミバエ種群(昆虫)	追加:オマーン、マラウイ、モーリシャス	変更なし
6	アリモドキゾウムシ(昆虫)	追加:チャゴス諸島、オーストラリア領クリスマス島、ココス諸島	削除:キャッサバの生塊根等の地下部
7	イモゾウムシ(昆虫)	追加:ノーフォーク島	変更なし
11	ジャガイモシロシストセンチュウ(線虫)	追加:モロッコ	変更なし
16	火傷病菌(細菌)	追加:ポルトガル	変更なし
17	カンキツグリーニング病菌(細菌)	追加:エルサルバドル、グアドループ、トリニダード・トバゴ、パナマ、パラグアイ、ホンジュラス、マルティニーク	変更なし

II 輸出国政府(植物検疫機関)が発行する検査証明書に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し等

1 栽培地検査の対象とする地域・植物の見直し等【施行規則別表1の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病虫害に対して栽培地検査等を行い、付着または感染がない旨を追記した検査証明書が必要になります。

* 新たに追記が必要となるものの例

○ インドネシア産ホウライショウ属苗

(改正前)追記不要 (改正後追加) **バナナネモグリセンチュウ(別表1-2-7)**

〈追記例〉

Fulfills item 7 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

○ タイ産ポインセチア苗

(改正前)追記不要 (改正後追加) **Meloidogyne enterolobii(別表1-2-8)**

〈追記例〉

Fulfills item 8 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

(1) 対象地域・植物の見直しが行われたもの（6種）

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
2	トマトキバガ（昆虫）	追加：台湾、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、アルメニア、カザフスタン、スロバキア、トルクメニスタン、モルドバ	変更なし
5	ニセコロンビアネコブセンチュウ（線虫）	追加：英国	追加：リーキの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
7	バナナネモグリセンチュウ（線虫）	変更なし	追加：ほうらいしょう属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i> （線虫）	変更なし	追加：ポインセチアの生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
12	<i>Phytophthora ramorum</i> （真菌）	削除：スウェーデン	追加：ひめつるにちそうの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの
24	ウメ輪紋ウイルス（ウイルス）	追加：ウズベキスタン	追加：しなのき属植物及びしもつけ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

(2) 施行規則別表2の2へ移行するもの（2種）

トウモロコシ萎ちよう細菌病菌 別表1-2-20 から 別表2-2-43 に移行
 ソラマメトルーモザイクウイルス 別表1-2-23 から 別表2-2-44 に移行

2 輸出国での特別な検疫措置（検疫処理、遺伝子診断等の精密検査）の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し等【施行規則別表2の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、輸出国で特別な検疫措置を実施し、その旨を追記した検査証明書が必要になります。

* 追記の記載事項が変更となるものの例

追記は複数の病害虫が対象となる場合があります、注意が必要！

○ ニュージーランド産トマト種子

(改正前) *Potato spindle tuber viroid* (別表2-2-24)、
Tomato brown rugose fruit virus (別表2-2-36)

(改正後追加) ***Pepino mosaic virus*** (別表2-2-25)

〈追記例〉

Fulfills items 24, 25 and 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

○ 中国産トウモロコシ種子

(改正前) トウモロコシ萎ちよう細菌病菌 (別表1-2-20)
Maize chlorotic mottle virus (別表2-2-34)

(改正後) トウモロコシ萎ちよう細菌病菌が **別表2-2-43に変更**

〈追記例〉

(改正前) Fulfills items 20 of the Annexed Table 1-2 and 34 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

(改正後) Fulfills items **34 and 43** of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

(1) 対象地域や植物の見直しが行われたもの (12種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
1	ミナミアメリカミバエ (昆虫)	変更なし	追加: 詳細はIVのURL参照
5	カリブミバエ (昆虫)	変更なし	寄主範囲の見直し: なし属植物(なしから変更)の生果実
6	<i>Bactericera cockerelli</i> (昆虫)	変更なし	追加: おおせんなり及びしろばなようしゅちょうせんあさがおの生茎葉及び生果実
8	<i>Bactericera trigonica</i> (昆虫)	追加: セルビア	変更なし
11	シロヘリクチブトゾウムシ (昆虫)	追加: ポルトガル	追加: たまねぎの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
15	<i>Trioza apicalis</i> (昆虫)	変更なし	追加: ヘラクレウム・スフォンディリウムの生茎葉
17	<i>Phytophthora ramorum</i> (真菌)	削除: スウェーデン	追加: 詳細はIVのURL参照
20	<i>Candidatus Liberbacter solanacearum</i> (Lso) (細菌)	追加: 英国、オーストリア、セルビア	追加: 詳細はIVのURL参照
24	ジャガイモやせいもウイロイド (ウイロイド)	追加: パキスタン、カザフスタン、ウガンダ、ケニア	追加: 詳細はIVのURL参照
25	<i>Pepino mosaic virus</i> (ウイルス)	追加: ニュージーランド	追加: リコペルシコン・クメリエレウスキー、リコペルシコン・パルウィフロルムの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの
37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ウイルス)	追加: カナリア諸島	追加: 詳細はIVのURL参照
41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ウイルス)	変更なし	追加: えんどうの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの

(2) 新たな検疫措置として新規追加されたもの(1種)

「園芸資材に対する熱処理」を追加。

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
42	ナラ類しおれ病菌(真菌)	新規: アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く)	新規: くり属植物及びこなら属植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であって、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの

※ 別表1-2-14におけるナラ類しおれ病菌対象植物(栽培の用に供するもの)に係る栽培地検査対応については変更なし。

(3) 検疫措置及び対象植物の見直しがおこなわれたもの(2種)

別表1-2から別表2-2へ移動し、「輸出国における栽培地検査の実施」の他、「輸出国における親植物の精密検査」の選択肢を追加。

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
43	トウモロコシ萎ちょう細菌病菌 (細菌) ※ 別表1-2-20から移動	変更なし	追加: テオシント、とうもろこし及びびさとうきび属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの
44	ソラマメトウルーモザイクウイルス (ウイルス) ※ 別表1-2-23から移動	変更なし	追加: えんどう及びびそらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの

Ⅲ 検疫有害動植物の見直し 【施行規則別表1関係】

有害植物: 1種を指定 *Grapevine red blotch virus*

1種を削除 *Grapevine leafroll-associated virus 8*

1種を再分類による学名の変更 ナラ類しおれ病菌(別表1-2-14及び2-2-42項対象)

Ceratocystis fagacearum → *Bretziella fagacearum*

Ⅳ 施行日・参考情報等

★ 施行日は、令和4年1月17日現在、未定であるため、以下URLで確認いただくか、植物防疫所あてにお問い合わせをお願いします。※ SPS通報発出日(令和3年12月17日)から約3か月後が目途です。

★ 記載している「地域」、「植物」、「病害虫名」などは、主な地域、植物、病害虫名のみです。詳しい内容は下記(参考)URLでご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

(参考)

農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_keneki.html

植物防疫所ホームページ

https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/8ji_2112XX.html

(QRコード) 植物防疫所ホームページ



(お問い合わせ先)

農林水産省 門司植物防疫所		
門司植物防疫所(本所)	福岡支所	鹿児島支所
TEL:093-321-2601	TEL:092-291-2504	TEL:099-222-1046